

伊勢崎市告示第170号

公 示 送 達

差押調書（謄本）、差押取消通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所等が不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の2第1項及び伊勢崎市市税条例（平成17年伊勢崎市条例第75号）第18条の規定により公示送達します。また、法第20条の2第2項の規定により伊勢崎市長（財政部収納課）が保管しておりますので受領してください。

なお、法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

令和8年7月16日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

差押調書（謄本）、差押取消通知書	
氏名（名称）	株式会社 SAEEDA JAPAN